

## 著作物複製及び電磁的複製利用許諾契約書（単年度契約用）

[ 包括許諾契約 簡易方式 ]

公益社団法人日本複製権センター（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、著作物の複製及び電磁的複製利用に関し、次のとおり取り決める。

（複製及び電磁的複製利用許諾）

第 1 条 甲は、乙に対し、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程（以下「使用料規程」という。）」の条件に従い、本契約期間中、使用料規程第 2 節第 1 項及び第 5 節第 1 項の範囲で、甲の管理著作物を複製及び電磁的複製利用することを許諾する。

（許諾の対象及び範囲）

第 2 条 本契約による許諾の対象となる場所は、乙の日本国内における全事業所に限る。  
（事業所を特定する場合は、下記に記入する。）  
なお、電磁的複製において、当センターが指定する著作物については共有目的の複製物の保有期間を 1 か月以内とする。

（使用料の算定）

第 3 条 乙の複製に関する使用料は、年間使用料として使用料規程第 2 節第 3 項(2) b 及び第 4 項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。  
2 乙の電磁的複製に関する使用料は、年間使用料として使用料規程第 5 節第 3 項(2) 及び第 4 項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。

（使用料の請求及び支払）

第 4 条 甲は、前条により算定した使用料に消費税額および地方消費税額を併せて、当該年度内に、乙に請求する。但し、乙からの求めがある場合には、甲は当該年度終了後に、これを乙に請求する。

（請求額の算定）

200 円 × 人 × 1. = (A) 円（内消費税額 円）

（請求額の確定）: 該当する方の を にして下さい。

(A) が 円未満の場合 …… 請求額は、 円(内消費税額 円)

(A) が 円以上の場合 …… 請求額は、(A)

2 乙は、前項の請求額を、請求書受領後、原則 30 日以内に甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。

3 なお、同条第 1 項の消費税額及び地方消費税額については、契約締結日時点で実施されている税率を適用する。

（複製及び電磁的複製実態調査の実施）

第 5 条 乙は甲の要請に応じて、甲の実施する著作権者等への使用料分配のための複製及び電磁的複製実態調査に協力するものとする。

（守秘義務）

第 6 条 甲は、裁判手続等で必要とされる場合を除き、本契約により知り得た情報を第三者に開示しない。

（異議の処理）

第 7 条 本契約の内容に関し、いずれかの著作権者から異議の申し立てがあったときは、甲乙協議して誠意をもって解決に努力する。

（契約の解除）

第 8 条 甲又は乙が本契約に違反したときは、相手方はただちにこの契約を解除することができる。  
2 甲又は乙は、相手方が甲の定める「反社会的勢力排除ポリシー」記載の「暴力団排除条項」に該当する場合には、本契約を解除することができる。

（契約に関する協議）

第 9 条 本契約の条項について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事態が生じた場合には、甲及び乙は、誠意を持って協議のうえ解決するものとする。

（管轄裁判所）

第 10 条 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（契約期間）

第 11 条 締結日に係らず本契約の有効期間は、20 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までとする。

以上の取り決めの証として、本書 2 通を作成、押印し、甲乙それぞれ 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区北青山三丁目 3 番 7 号  
第一青山ビル内  
公益社団法人日本複製権センター  
代表理事 瀬尾 太一

乙